

標題

MARPOL Annex IV (船舶からの汚水による汚染の防止のための規則関連)に関する日本籍「現存船」に対する「適合証明書」の発行について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0568
発行日 2004 年 2 月 25 日

各位

2003 年 9 月 27 日より発効した MARPOL Annex IV に関する日本籍「現存船」*1 に対する「適合証明書」の発行について、以下のとおりお知らせいたします。

「海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律」(海防法)では、Annex IV に関連する設備についての規定は、Annex IV が効力を生ずる日(2003 年 9 月 27 日)の翌日から起算して 10 年*2 を経過する日までの間、「現存船」に対して適用されません。

したがって、現時点においては、「現存船」に対して、「海防法」に基づいた Annex IV に関する検査及び国土交通省からの「国際汚水汚染防止証書」の発給は行なわれません。

注 *1) MARPOL Annex IV において「現存船」とは、以下にいう「新船」でない船舶をいう。

- (1) 2003 年 9 月 27 日以降に建造契約が結ばれる船舶、又は建造契約がない場合には 2003 年 9 月 27 日以降にキールが据え付けられる船舶若しくはこれと同様の建造段階にある船舶
- (2) 2006 年 9 月 27 日以降に引渡しが行われる船舶

*2) 改正 Annex IV 発効後(最短で 2005 年 7 月)には、改正 Annex IV に従い見直される見込みです。

弊会では、船主または造船所よりお申し込みいただいた場合には、従来と同様に日本籍「現存船」に対し、Annex IV に関連する設備の検査を鑑定ベースで実施の上、「適合証明書」を発行いたします。

日本籍「現存船」に対し「適合証明書」の発行を希望される場合には、日本籍「現存船」に対する MARPOL Annex IV に関する適合証明書の発行の申し込みの旨、担当支部にお申し込みください。(特に、指定の書式はありません。)2003 年 9 月 4 日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0545 でお知らせいたしましたものと同様の手順で図面審査及び検査を実施の上、「適合証明書」を発行いたします。

「新船」及び「現存船」に関わらず日本籍船に搭載される「汚水浄化装置」(Sewage treatment plant)は、国土交通省が今般定めた「型式承認基準」に適合していることが要求されます。したがって、日本籍「現存船」に搭載されている「汚水浄化装置」は、この船舶が MARPOL Annex IV の適用対象船舶となり、国土交通省から「国際汚水汚染防止証書(条約証書)」の発給を受ける際には、汚水浄化装置が「型式承認基準」に適合していることが要求されます。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

VOID